佐賀県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道 路

の区域を次のとおり変更する。

月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧 に供する。 その区域を表示した図面は、平成二十二年十二月十七日から平成二十三年一

平成二十二年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

三 県 瀬 道 神 埼 線		及び路 路 線 名 類	
番七地先まで神埼市神埼町鶴字番地先から	番七地先まで神埼市神埼町鶴字番地先から	X	道
町鶴字秀鶴九一九町鶴字秀鶴九一五	で町鶴字秀鶴九一九町鶴字秀鶴九一五	間	路
前	後	後の別前	の
 - _{>} 六 - 四	一	メートル	X
100 · ≺	- 0 八	メートル 長	域